資料5-4

吾妻山噴火警戒レベル判定基準表

レベル判定基準表

ﾚﾍﾞﾙ	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 ○次の現象が観測された場合 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね４km を超える噴火 ・融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達あるいは切迫	左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合
4	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ○次の現象が観測された場合 ・噴火活動の活発化がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や地殻変動など、マグマ上昇を示す現象 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね２km を超える噴火	左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合
3	【居住地域の近く（火口から概ね 1.5km を超え４km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 ○次の現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から 1.5km を超え４km 以内に飛散する噴火 【居住地域の近く（火口から概ね 1.5km を超え４km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 ○レベル２の基準の現象が発生している中で、さらに次の現象のいずれかが観測された場合 ・火山性地震や火山性微動の更なる急増およびレベル２よりも規模（振幅）の増大 ・山体膨張を示す顕著な地殻変動（レベル２よりも規模大） ・火映現象など熱活動の更なる活発化 ・噴火後の噴出物の調査で、マグマ噴火の可能性を示唆する新鮮なマグマの関与を示す調査結果が得られた ・噴火活動（レベル２相当）の活発化 ・火砕流・火砕サージを観測	左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動に活発化の傾向がみられない場合
2	【火口周辺（火口から概ね 1.5km 以内）に影響を及ぼす噴火が発生】 ○次の現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から概ね 1.5km 以内に飛散する噴火 ・＜視界不良時＞火山性地震や火山性微動、空振の発生状況から規模の小さい噴火と判断される場合 【火口周辺（火口から概ね 1.5km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】 ○次の現象が複数項目観測された場合 （現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある） ・火山性地震が増加（100 回以上／24 時間）、または火口付近浅部を震源とする規模の大きい火山性地震が複数回発生 ・低周波地震が増加（前 30 日の総数 40 回以上） ・傾斜変動（浄土平傾斜計の東西成分で火口方向（西）上がりに 0.1μrad 以上の変化）を伴う火山性微動の発生 ・山体膨張を示す明瞭な地殻変動 ・熱活動の活発化	左記のいずれの現象が観測されなくなってから概ね１か月経過後を基本とするが、静穏時に戻る傾向が明瞭であると判断した場合、期間を短縮する。ただし、静穏時の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル１に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、レベル２の引上げ基準に達していなくてもレベル２に戻す。

・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する噴石のこと。
・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って引き上がるとは限らない（引き下げるときも同様）。
・レベル５からレベルを下げる場合には、原則としてレベル４ではなくレベル３に下げるものとする。
・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しを行うこととする。